

徳島県企業管理規程第四号

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十一月一日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程

徳島県企業局財務規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「、伝票」を削る。

第二十七条第二号中「で、支払地が出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の所在地であるもの」を削る。

第六十八条第三項中「所定の円以下位数未満の端数を切り上げるものとし、庫出価額の算定にあつては、円位未満の端数を切り捨てるものとする。」を「五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。」に改める。

別表第二第七条第二項第二号中「手形交換所」に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が甲の指定した出納取扱金融機関及び出納取扱金融機関の所在地であつて」を削る。

別表第四その一（電気事業会計用）貯蔵品品目表を次のように改める。

種別	品目	払出単位
1 電柱類	コンクリート柱	本
	木柱	〃
	腕木	〃
2 電線ケーブル類	電力用ケーブル	m
	通信用ケーブル	〃
	銅単線	kg
	銅撚線	〃
	銅しんアルミ撚線	〃
	ビニール電線	m
	綿絶縁電線	〃
	ゴム絶縁電線	〃
	エナメル電線	〃
通信用電線	〃	
3 電球類	電球	個
	けい光灯	〃
	水銀灯	〃
	点灯管	〃
4 変圧器類	変圧器	個
5 絶縁油	絶縁油	l
6 積算電力計類	積算電力計	個
7 配線器具類	照明器具	個

8 機械器具付属品	電磁開閉器 端子箱	個 "
9 鉄鋼類	鋼板 鉄板 型鋼 平鋼 棒鋼 ボルト, ナット バルブ 溶接棒	kg " " " " " 本 個 kg
10 非鉄金属類	銅板 バルブ	kg 個
11 碍子架線金物類	碍子 架線金物	個 "
12 耐火れんが類	耐火れんが	個
13 油塗料類	潤滑油 揮発油 軽油 重油 白絞油 ロープ油 床油 グリース	l " " " " " " " kg

	塗料	かん
	塗料用油	〃
14 セメント類	セメント	袋
	セメント混和剤	かん
15 雑品類	作業服	着
	作業ズボン	〃
	作業帽子	個
	作業靴	足
	軍手	打
	ウエス	kg
	研削と石	個
	タイヤ（自転車用）	本
	チューブ（〃）	〃
	油ろ過紙	枚
16 不用品	くず類	kg

別表第四その二（工業用水道事業会計用）貯蔵品品目表を次のように改める。

類別	品目	呼称単位
1 鉄管類	ソケット管 フランジ管 何何	本 " "
2 鉄ぶた類	鉄ぶた メーター鉄ぶた	個 "
3 パイプ類	ガス管 鋼管 ビニール管 何何	本 " "
4 鉛類	鉛管 合金鉛管	kg "
5 せん類	分水せん 止水せん 何何	個 "
6 計器類	13ミリ湿式メーター 同乾式メーター 何何	個 "
7 木材,セメント類	セメント 川砂 何何	袋 m ³

8 薬品類	硫酸バンド 液体塩素 何何	トン kg
9 パッキング類	ゴムパッキング 革パッキング 麻パッキング 何何	個 " "
10 油脂	揮発油 重油 軽油 グリース 塗料 何何	l " " kg かん
11 工具類	丸シヨベル ハンマー 何何	丁 "
12 器具類	レベル 試験メーター 何何	台 個

様式第二十二号中「阿波銀行本店」を「阿波銀行本店営業部」に改める。

様式第三十八号中「由を」由に、「由に」由を「由に」、「由を」由に、「由を」由に改める。

受	取	入
引	出	入
出	入	出
出	入	出

様式第三十九号その一中「由」を「由」に改める。

由「由」

様式第四十号及び様式第四十一号中「由を」由に、「由を」由に改める。

由「由」

様式第五十二号の二、様式第五十三号及び様式第五十三号の二中「由」

由

別印

を「別印」に

改める。

附則

この規程は、令和四年十一月四日から施行する。